

空家法の改正について

1 背景・必要性 (改正資料 1 ページ)

- ・ 現行法は、特定空家等への対応を中心に規定
- ・ 特定空家等になってからの対応は限界
- ・ 特定空家等になる前の段階からの対策を強化

2 改正の概要

(1) 活用の拡大 (改正資料 2 ページ)

- ・ 「空家等活用促進区域」の創設
市区町村が空家等対策計画で定める
中心市街地、地域再生拠点などの区域内に設定
接道規制や用途規制を合理化し、用途変更や建替え等を促進
- ・ 「空家等管理活用支援法人」の創設
市区町村長がNPO法人、社団法人等を指定
所有者等への普及啓発、所有者等との相談対応

(2) 管理の確保 (改正資料 3 ページ)

- ・ 放置すれば特定空家等になるおそれのある管理不全空家等の所有者等に対し、市区町村長が指導、勧告
- ・ 勧告を受けた管理不全空家等について、敷地に係る固定資産税の住宅用地特例（1／6等に減額）を解除

(3) 特定空家等の除却等 (改正資料 4 ページ)

- ・ 特定空家等に対して、緊急代執行制度を創設
- ・ 所有者不明時の代執行、緊急代執行の費用は、通常代執行と同様、国税滞納処分の例により、強制徴収が可能
- ・ 市区町村が裁判所に相続財産清算人や不在者財産管理人の選任請求が可能